

III 生徒指導

1 校内生活

(1) 礼儀

目上の人に対する言葉遣いや態度に注意する。挨拶を励行し、来客には挨拶・会釈をする。

(2) 校内生活全般

- ・制服は正しく着用する。
- ・規律ある生活態度で臨み、風紀・秩序を乱さない。
- ・携帯電話等情報通信機器の不適切な使用は認めない。(巻末資料4)
- ・他のクラスや他学年、他学科のフロアには、原則入らない。
- ・ロッカー・靴箱は、年度初めに定められた場所を丁寧に使用する。
- ・施設・設備等の公共物は、使用規定または監督者の指導に従い使用する。破損・紛失は直ちに教員に届け出る。
- ・在校時間内は外出を禁止する。必要があるときは担任に相談する。
- ・在校時は許可なく保護者以外は面会できない。(訪問者は事務室で来校手続きをする。)
- ・掲示や集会を行う場合は、生徒指導部に事前に相談し、許可を受ける。

(3) 職員室等への入室

靴等は廊下に置き、身だしなみを整え、ノックをし、入室する。

| |
|---|
| 入室時 「失礼します。」 「〇年〇組の〇〇です。」 「〇〇先生お願いします。(〇〇にきました。)」 「失礼しました。」 |
|---|

(4) 昼食

- ・自分の教室で昼食をとる。廊下や外では食べない。
- ・教室で食べられない理由がある場合は、担任の先生に相談する。

(5) 所持品および貴重品

- ・身分証明書は常時携帯する。
- ・ゲーム機、菓子やガムなどの不要物および必要外の多額な金銭は持参しない。
- ・貴重品は、必ず身に付けて管理するか、担任に預ける。
- ・所持品には記名する。
- ・紛失物または拾得物のあった場合は、直ちに先生に届ける。

(6) 部活動

① 運動部

野球 サッカー ソフトボール(女)
バレーボール(女) バスケットボール
ソフトテニス 陸上競技 バドミントン
柔道 卓球

② 文化部

吹奏楽 新聞 美術工芸 写真 茶華道
ボランティア

(7) ボランティア活動による単位認定

<目的>

- ・ボランティア精神の涵養

<方法>

- ・希望者は授業後の活動時に、ハンドブックを持参し、検印等を受ける。

<単位の認定>

- ・ボランティア活動を総計35時間実施し、申請が認められた場合「ボランティア活動1単位」を取得できる。
- ・校外でボランティア活動を実施する場合は事前に担当者に相談し、巻末の「ボランティア活動の記録表」に記載する。(巻末 p101)

(8) 住所等の移動

- ・住所を移動した場合、住民票の写し等を担任に提出する。

(9) 購買

- ① パンの販売は、業者による自由販売とする。(通常、販売時間は昼放課30分間)

- ② 各物品の販売

| 物品 | 担当 |
|--------------------------|----------------|
| 生徒身分証明、科章、スリッパ、制服ボタン・リボン | 生徒指導部 |
| 体操服・体育館シューズ | 保健体育科 |
| 実習服・ベルト・長靴 | 農場部 |
| 白衣 | 施設園芸科 食品科学科 |
| エプロン | 生活科学科 |

- ③ 自動販売機の利用

- ・授業中の利用は禁止。

2 頭髪・服装

(1) 頭髪

質素清潔を心掛け、授業に差し支えない髪形とする。

※ 前髪が目にかかる場合はヘアピン等で留める。

※ 授業等で指示された場合は、耳より低い位置で束髪する。

禁止行為

- 染色・脱色・パーマ
- 技巧や加工
- 華美、過度な装飾品

(2) 制服

【共通事項】

- ・スラックスは腰骨の上ではき、裾は、くるぶしが隠れる程度とする。
- ・ベルトは黒・濃茶色等の華美でないものとする。
- ・防寒具として本校指定セーターを着用できる。

【詰襟タイプ】

- ・上衣には校章とクラス章を付ける。

【ブレザータイプ】

- ・上衣には校章を付ける。
- ・長袖ブラウスを着用する場合はリボンをつける。
- ・長袖ブラウスの上にベストや本校指定のセーターを着用できる。
- ・スカート丈は、膝頭を中心を基本とし、立ち膝で裾が床につく程度の長さとする。
- ・スカート又はスラックスの選択ができる。

※ 留意事項

- ① 気候に合わせて適切に制服を着用する。
 - ・制服の加工は行わない。加工等により、本校の規定に合わない場合は、購入対象となる。
 - ・原則兄弟姉妹以外からの制服の譲り受けは禁止する。譲り受ける場合は、必ず生徒指導部に申し出て、許可を得る。
- ② 式典時の服装
 - ・1学期終業式と2学期始業式は、夏服（長袖シャツ、長袖ブラウス可）とする。それ以外の式典は冬服とし、ブレザータイプはベストを着用（セーターは着用しない）する。その他特別な場合は別途指示する。
- ③ ワイシャツ及びブラウスの下は華美にならないようにする。

(3) 靴及び靴下等

【上履き】

- ・規定のものを使用する。

【通学用靴】

- ・華美でない運動靴及び黒・濃茶色のローファ等とする。
- ・本校の下駄箱に入るものとする。

【靴下】

- ・靴下は、くるぶしが隠れる長さとし、色は、黒・紺・グレー・白色の単色無地とする。ただし、ワンポイントは認める。

- ・ストッキングの色は、黒・ベージュの無地のみとする。

- ・レッグウォーマー・ルーズソックス・ニーハイソックスの着用は禁止する。

(4) 防寒着・防寒具の着用

- ・着用期間は職員会議で決定する。
- ・着用は登下校及び許可された場面に限る。
- ・華美でないものの着用を認める。ただし、コート類は室内で周りの迷惑にならない大きさとする。

(5) 通学鞆

- ・1日の学習道具等が入る鞆を携行する。なお、紙袋・ビニール袋・布袋等の蓋の無い袋類は、防犯上の観点から使用を禁止する。
- ・ブランド品等の高価なもの、華美なもの、キャリーバック、他校の鞆などは禁止する。

(6) 身だしなみ指導

<目的及び心得>

- ・身だしなみを整え、落ち着いて授業を受ける環境をつくる。
- ・日頃から入学試験や就職試験で通用する身だしなみを心掛ける。

<指導方法>

本校の規準に合わせ、年間6回、全体指導を行う。

[確認項目]

- 頭髪（染色、技巧や加工）
- スラックス（裾、ベルト）
- スカート（丈）
- 靴下、装飾品、化粧等

(7) その他

- ・やむを得ない理由で異装が必要な場合は担任と相談し、異装願を提出する。
- ・日焼け止めは、無色・白色とする。
- ・ファンデーション、色付きリップクリーム、マニキュア等の化粧や指輪、ピアス、カラーコンタクト等の装飾品類は禁止する。

3 遅刻指導

(1) 目的

日頃から健康管理に努め、健全な高校生活を送るため、遅刻の理由を問わず以下のように指導する。

(2) 指導内容

<指導対象生徒>

- ・1か月に3回以上遅刻をした生徒
- ・年間累積遅刻数が5回以上の生徒

<指導方法>

- ・ 8時 20 分から 30 分の間に職員室に来て、生徒指導部の確認を受ける。
- ・ 指導日数は、前月までの累積遅刻回数とする。
- ・ 指導対象日の翌日から連続して早出指導を受け、速やかに完了すること。

(3) 指導の段階

遅刻指導を繰り返す生徒には、段階的な指導を行う。

| 段階 | 本人への指導 | 保護者との連携 |
|----|--------|----------------|
| 1 | 担任指導 | 保護者へ連絡 |
| 2 | 担任指導 | 保護者へ連絡 文書通知 |
| 3 | 学年主任 | 保護者同席 |
| 4 | 生徒指導主事 | 保護者同席 |
| 5 | 特別指導 | 保護者同席 |

4 アルバイトの許可

アルバイトは申請許可制とする。保護者の監督のもと、学校生活に支障のない範囲であれば、申請・許可を受けた上でアルバイトに従事できる。ただし、第1学年は夏季休業から申請を受け付ける。

(1) 留意事項

- ・ アルバイト中は、常にアルバイト許可証を携行する。
- ・ 事業所を変更する場合は変更の申請をする。
- ・ 欠席、遅刻が多い生徒や成績不振、校則違反等が目立つ生徒は許可を取り消す。
- ・ 無許可でのアルバイトは、特別指導となる。

(2) 申請手順

- ① 担任に申し出て、「アルバイト許可願」を受け取り、必要事項を記入する。
- ② 許可願を担任に提出し、書類の点検を受ける。後日事業所宛文書(アルバイト雇用届)を受け取る。
- ③ 事業所宛文書を事業所に提出し、事業所が記載した文書を担任に提出する。
- ④ 生徒指導部が条件等を確認した後、アルバイト許可証を受け取る。

5 交通安全指導

登下校は、道路交通法を遵守するとともに公共交通機関利用時のマナーに留意し、信頼される高校生になるよう努める。

(1) 通学方法等

- ・ 通学は、徒歩、自転車及び電車・バス

等の公共交通機関とする。自動車やバイクなどによる通学は禁止する。

- ・ 自転車は所定の場所に置き、必ず施錠する(ツーロックが望ましい)。
- ・ 半農坂は自転車から降りて通行する。正門を出るときは必ず一時停車し、左右の安全確認をする。
- ・ 自転車通学者は、下記の自転車安全利用五則等を守る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 車道が原則、左側を通行(歩道は例外、歩行者を優先) ○ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ○ 夜間はライト点灯 ○ ヘルメット着用に努める ○ ながら運転の禁止 ○ 二人乗りの禁止 ○ 並進の禁止 |
|---|

- ・ 通学方法は年度初めに決定し、原則一年間変更しない。変更する場合は担任に申し出る。

(2) 自転車通学の手続き

<条件>

- ・ 学校から自宅までが 1.5km 以上
- ・ 「自転車通学者登録カード」を提出
- ・ 自転車点検を合格した自転車は、許可シールを貼付

(3) 自転車通学の取り消しの手続き

- ① 自転車通学許可の取り消しは、担任及び生徒指導部に申し出る。
- ② 許可シールの上に目隠しシールを貼る。

(4) 交通事故に遭遇した場合

- ・ ケガ人がいれば救護し、救急車を呼ぶ。
- ・ 後日学校で保険の手続きをする。

<遭遇時>

- ① 警察へ届ける。
- ② 相手(加害者の住所、氏名、連絡先)を確認する
- ③ 目撃者を確保する。
- ④ 医師の診断を受ける。
- ⑤ 学校に連絡する。

(5) 自動車やバイクについて

- ・ 本校は、二輪車による交通事故を防止するため四ない運動を遵守している。

「四ない運動」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ バイクの「免許を取らない。」 ○ バイクを「買わない。」 ○ バイクに「乗らない。」 ○ バイクに「乗せてもらわない。」 |
|---|

ただし、就職等の進路で自動車免許の取得が必要な生徒は、第3学年次に自動車学校通行許可を受ける。

- ・無許可で自動車やバイクの運転免許取得が判明した場合、特別指導となる。
- ・親族以外が運転する自動車やバイクの同乗は禁止する。
- ・事故や交通違反を起こしたら速やかに学校に届け、指導を受ける。

6 自動車学校入校規定

※ 詳細は第3学年次のLTの時間に説明する。

(1) 通校許可等

自動車学校入校希望者は、「自動車学校通校許可願」を担任に届け出、許可を受ける。

(2) 通校規定

- ① 通校は許可を受けた生徒に限る。
- ② 授業、当番実習および学校行事等に支障がある場合は、通校を禁止する。また、欠席・遅刻・早退をして自動車学校を通校した場合、許可を取り消すことがある。
- ③ 考查週間中（考查1週間前より考查終了時まで）の通校は禁止。
- ④ 成績不審者（1・2学期追試不合格者、2学期中間考查で1科目でも不振科目がある生徒、2学期追試該当者、学年末追試験該当者）やその他学習に関する指導や出欠状況に問題がある場合、通校は禁止する。
- ⑤ 通校開始日は、本校が指定する自動車学校入校日以降とする。
- ⑥ 進路未決定者（成績不振者は除く）は、2月16日以降、進路が決まり次第、入校手続きを行うことができる、許可願に記入した本校指定自動車学校に限り、入校を認める。
- ⑦ 愛知県自動車運転免許試験場での受験は、卒業式以降とする。
- ⑧ 卒業までは、合宿による免許取得は禁止する。
- ⑨ 通校規定に反した場合は特別指導の対象とする。

7 校外生活

常に本校生徒として誇りと品位をもって行動する。

- (1) 下校時は商業施設や遊戯施設に立ち寄らない。用事がある場合は、用事を済ませて速やかに帰宅する。
- (2) 危険な場所や不健全な場所への出入り

はしない。

- (3) 夜間外出や外泊は禁止とし、深夜徘徊で補導されないよう午後10時ごろまでに帰宅する。

8 学割証の発行

「学割証」が必要な場合は、発行に時間がかかるため、余裕をもって担任に申し出る。

9 特別指導

法律に反する行為や本校のルールを逸脱する行為、指導拒否は、「特別指導」を行う。

10 改定手続き

- (1) 上記内容を改定する場合、生徒会議会の審議を経て、承認を得た後に、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがありかつ、生徒心得の変更が必要と判断したときは、保護者・学校評議員等から意見を聴取する。その後改定内容を運営委員会や職員会議で審議する。
- (3) 改定案は校長の決裁を受ける。